



福島労働局発表

平成28年10月18日

担
当

福島労働局労働基準部

健康安全課長

産業安全専門官

電話024-536-4603(直通)

登録教習機関に対する業務停止命令の行政処分について

福島労働局は、平成28年10月18日、登録教習機関（※別記参考1）である株式会社川上工業 夜ノ森さくら建設機械講習所（代表取締役 川上 好）に対して下記のとおり行政処分を行った。

記

1 業務停止処分を受けた登録教習機関の名称等

- (1) 名称 株式会社川上工業（代表取締役 川上 好）
- (2) 所在地 福島県双葉郡富岡町字夜ノ森北2丁目14番地25
- (3) 事務所の名称 夜ノ森さくら建設機械講習所
- (4) 事務所の所在地 福島県郡山市堤2丁目37番地

2 処分の内容

フォークリフト運転技能講習の業務を平成28年10月18日から2月間停止する。

3 処分の原因となった事実の概要

平成28年7月21日に夜ノ森さくら建設機械講習所で実施したフォークリフト運転技能講習の講習科目のうち、学科講習の「荷役に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識」「運転に必要な力学に関する知識」「関係法令」において、受講者10名に対して、フォークリフト運転技能講習規定第2条に定める講習時間が合計65分間不足していたこと。

4 処分の根拠となる法令の条項

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第77条第3項に準用する同法第53条第1項第2号（※別記参考2）

【別記】

※参考1 「登録教習機関」とは、

労働安全衛生法第14条（作業主任者）、第61条（就業制限）又は第75条（免許試験）の規定に基づき、都道府県労働局長の登録を受けて、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働省令で定める区分ごとに、技能講習を行う教習機関のことであります。

つまり「登録教習機関」とは、作業主任者の選任や就業制限業務に就く者にとって必要な資格取得のための技能講習（学科及び実技講習）や免許取得のための実技教習を行うことを目的として、都道府県労働局長の登録を受けた機関の総称です。

なお、福島県内における「登録教習機関」は、平成28年9月30日現在、57機関で172区分の登録（うちフォークリフト運転技能講習は18機関が登録されている。）を受けて、労働安全衛生法に基づく技能講習を実施している。

※参考2 関係条文

労働安全衛生法

（登録の取消し等）

第53条 厚生労働大臣は、登録製造時等検査機関が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その登録を取り消し、又は6月を超えない範囲内で期間を定めて製造時等検査の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 1 第46条第2項第1号又は第3号に該当するに至ったとき。
- 2 第47条から第49条まで、第50条第1項若しくは第4項又は第103条第2項の規定に違反したとき。
- 3 正当な理由がないのに第50条第2項各号又は第3項各号の規定による請求を拒んだとき。
- 4 第51条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 5 前2条の規定による命令に違反したとき。
- 6 不正の手段により登録を受けたとき。

フォークリフト運転技能講習規定（厚生労働大臣が定める告示）

（講習科目の範囲及び時間）

第2条 技能講習のうち学科講習は、次の表の上欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる講習時間により、教本等必要な教材を用いて行うものとする。

講習科目	範囲	講習時間
走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識	フォークリフトの原動機、動力伝導装置、走行装置、かじ取り装置及び制動装置並びに方向指示器、警報装置その他のフォークリフトの走行に関する附属装置の構造及び取扱いの方法	4時間
荷役装置に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識	フォークリフトの荷役装置、油圧装置（安全弁を含む。）、ヘッドガード及びバックレスト並びにラム、バケットその他のフォークリフトの荷役に関する附属装置の構造及び取扱いの方法	4時間
運転に必要な力学に関する知識	力（合成、分解、つり合い及びモーメント）、重量、重心及び物の安定、速度及び加速度、荷重、応力、材料の強さ	2時間
関係法令	労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）及び労働安全衛生規則中の関係条項	1時間